平成３０年（フ）第２５８号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　46棟205号
債務者　坂元　摩美
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２８９号
京都市山科区川田山田15番地71　グランパイン　202、前住所京都市山科区大宅古海道町29番地２　ＶＩＬＬＡ　ＥＡＳＴ　106
債務者　前田　幸徳
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
和歌山県田辺市東山１丁目８番２号　７号室
債務者　樋口　裕大
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第７８号
熊本県宇土市新開町1470番地
債務者　元田　隆子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６５号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目１番８号　エンプレスマンション205号
債務者　平原　　学
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１０８６号
大阪府門真市幸福町１番18―205号
債務者　酒井　秀子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１７７号
大阪府交野市東倉治４丁目21番６号
債務者　服部百合子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１８４号
大阪市天王寺区味原町２番10号　エヌ・ケイビル602号
債務者　福優こと　山神由華子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２０３号
大阪市北区長柄東２丁目７番１―408号
債務者　神崎　千津
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３９７号
大阪市鶴見区鶴見１丁目２番５―405号
債務者　松木　珠美
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４１０号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目５番２号　リバード東住吉　203号、前住所東京都北区滝野川７丁目35番10―102号　アルス立野岡
債務者　田中　紀行
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４３１号
大阪府枚方市宮之阪４丁目43番10号
債務者　谷本外美子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４６０号
大阪府東大阪市菱屋西６丁目４番41―106号
債務者　松枝　伸一
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４６３号
大阪市福島区鷺洲３丁目７番39―804号
債務者　吉田　仁美
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４６６号
大阪府東大阪市吉田９丁目２番10号　第２旭永コーポ401号
債務者　山本　泰久
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１５７号
大阪府東大阪市吉田８丁目６番59号
債務者　小川太美子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１５９号
大阪府豊中市大黒町２丁目17番１号
債務者　竹中　勇介
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１７１号
大阪市住吉区東粉浜３丁目23番21号　ツインステージ住吉　301号
債務者　辻　　祥成
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部